

北海道障害者介護給付費等不服審査会における審査の着眼点

審査資料	「市町村審査会資料（一次・二次判定結果）」、「認定調査票（特記事項）」、「医師意見書」、市町村弁明書、審査請求人反論書、支給決定基準、概況調査票など		
審査請求内容	障害支援区分に係る処分	支給決定（支給量等）に係る処分	利用者負担に係る処分
審査の着眼点	① 事務手続きに明らかな瑕疵がないか（法令等に反する処分を行っていないか）。		
	<p>② 一次判定結果の確定がなされているか。（一次判定で活用した認定調査項目及び医師意見書の一部項目について、特記事項及び医師意見書の内容と矛盾（不整合）がないか。）</p> <p>【市町村審査会 一次判定結果確定の流れ】</p> <pre> graph TD A["認定調査結果、特記事項、医師意見書 の内容の矛盾（不整合）有無を確認"] --> B{矛盾するか?} B -- しない --> C["一次判定結果の確定"] B -- する --> D["一部修正 又は再調査"] D -- 再調査 --> B D -- 一部修正 --> E["※一部修正が可能な場合 認定調査等では得られなかった状況が特記事項や 医師意見書によって新たに明らかとなった場合"] E --> C </pre> <p>③ 確定した一次判定結果を原案として、特記事項及び医師意見書の内容を総合的に勘案した上で、「審査対象者に必要とされる支援の度合い」が「一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合い」に相当するか。</p> <p>【一次判定結果の確定から二次判定までの流れ】</p> <pre> graph TD A["一次判定結果の確定"] --> B["審査対象者の全体像の把握"] B --> C["支援の必要度合いの検討 【検討材料 特記事項、医師意見書】"] C --> D["一次判定結果の検証"] D --> E{変更なし} D --> F{変更あり} E --> G["障害支援区分の判定（二次判定）"] F --> G </pre>		<p>④ 概況調査票の内容（単身・同居の別や家族等の介護者の状況、日中活動の場、就労状況、サービス利用の状況等）やサービス利用に関する意向の具体的内容等を勘案しているか。</p> <p>⑤ 市町村の「支給決定基準」に基づき支給量、支給要否等が判断されているか。</p> <p>⑥ 「支給決定基準」と乖離する支給決定を行う場合に、審査会の意見を聴くなど、決定内容についての十分な検証を行っているか。</p> <p>⑦ 所得認定等において不備はないか。</p>